

別添 2 (細則 7 条第 7 項)

保管庫安全マニュアル規範 (案)

1. 安全管理組織に関すること

化学薬品管理責任者、取扱責任者、使用場所管理者、保管庫を使用する人を明確に規定する。

2. 購入・持ち込み方法に関すること

- a. 購入・持ち込み方法の具体的手順を明確にする。
- b. 納入業者及び容器のタイプのリストを整備する。

3. 化学薬品の安全性情報に関すること

- a. MSDS、薬品メーカーの危険有害性情報等を整備する。
- b. 試薬瓶の配置(例えば漏洩危険性薬品は下におく、混合危険薬品の混合防止配慮、施錠が必要な薬品の分離施錠保管等)に関するルールを作る。
- c. 地震対策(瓶や保管庫の転倒防止等)のルールを作る。
- d. 必要以上に薬品を購入保管しないルールを作る。

4. 表示と施錠に関すること

- a. 各種電源スイッチ類、水道水、換気設備等の管理について定める。
- b. 紛失、盗難、悪用防止策について管理方法を具体的に規定する。
- c. 防消火設備、安全衛生設備、安全距離等の掲示、ラベル表示の方法について定め、整備する。

5. 記録及び関連規程類の整備と管理

- a. 記録又は報告を必要とする項目、保存場所、保存期間、管理担当者等を明確にする。
- b. 化学薬品の保管に関する規程類を明確にし、活用し易い管理方法を定める。

6. 在庫管理に関すること

- a. 棚卸の実施時期、方法、管理担当者等を明確にする。

- b. 不用試薬、未標示の試薬容器、管理者不明の試薬、漏洩等不具合が生じている容器等を廃棄又は整備する方法を定める。

7. 緊急時の措置に関すること

- a. 部門内の緊急連絡系統図を作成する。
- b. 事故トラブル時の応急措置(防災資機材のリスト、配置図の作成、使用方法等)、
- c. 通報連絡、避難等の方法を定める。
- d. 事故等の状況、原因、対策等を記録し保存することを具体的に定める。